

# 令和6（2024）年度 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター事業実績概要



令和6年12月10日～14日  
ダイバーシティアート展「創楽（SORA）」2024



令和6年8月24日  
いややねん戦争～非核平和の語り～の様子

## センターの名前の由来

いのち・・・人が生きる根底にある最もたいせつなもの  
愛・・・人を思いやる人間愛  
ゆめ・・・多くの人との交流を図り、あらゆる人権問題の解決にむけた願い

センターの名前には、このような思いがこめられています。

令和7年（2025年）7月29日

茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

# 1 センターの概要

## (1) 設置目的

基本的人権尊重の精神に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45条）に規定する隣保館として、地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資すること。（茨木市立いのち・愛・ゆめセンター設置条例に基づき設置）

## (2) 施設の概要

【本館】鉄筋コンクリート造3階建（一部4階あり。2階増築部は鉄骨造）

※令和2年度に屋上防水及び外壁塗装等の大規模改修を実施

敷地面積1,527㎡ 延床面積1,700.62㎡ 昭和48年（1973年）8月1日開館

【分館】鉄筋コンクリート造2階建

敷地面積791.46㎡ 延床面積614.67㎡ 昭和55年（1980年）5月13日開館（旧沢良宜青少年会館）

※令和4年度に屋上防水及び外壁塗装・空調設備更新工事を実施

(3) 運営体制等 館長、指導職員各1名、会計年度任用職員4名（相談員2・事務2）計6人  
（令和6年4月1日現在）

## (4) 利用案内

開館時間 午前9:00～午後9:30まで

休館日 日曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）

茨木市に暴風警報及び大雨特別警報発令時、震度5弱以上の地震発生時等

利用受付等

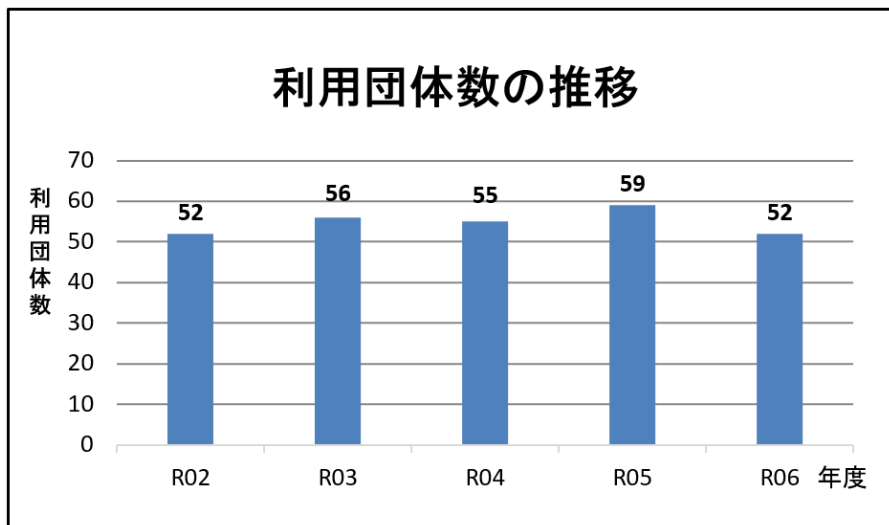
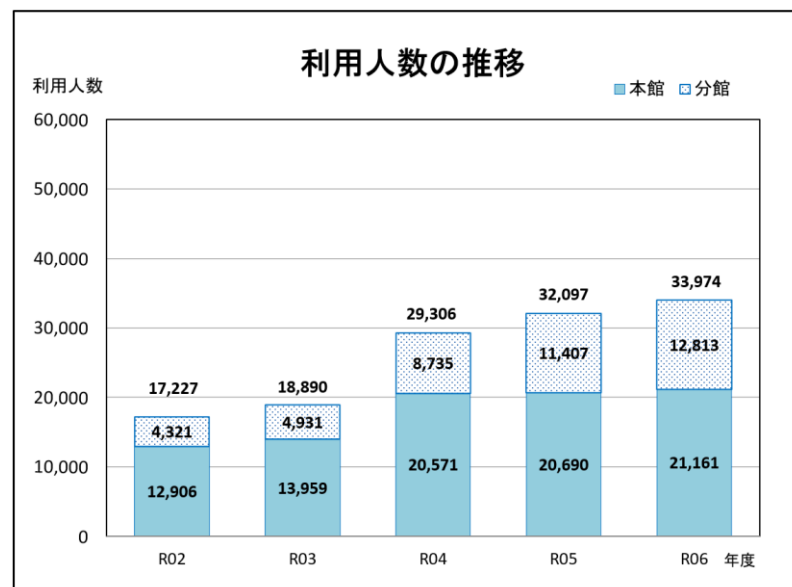
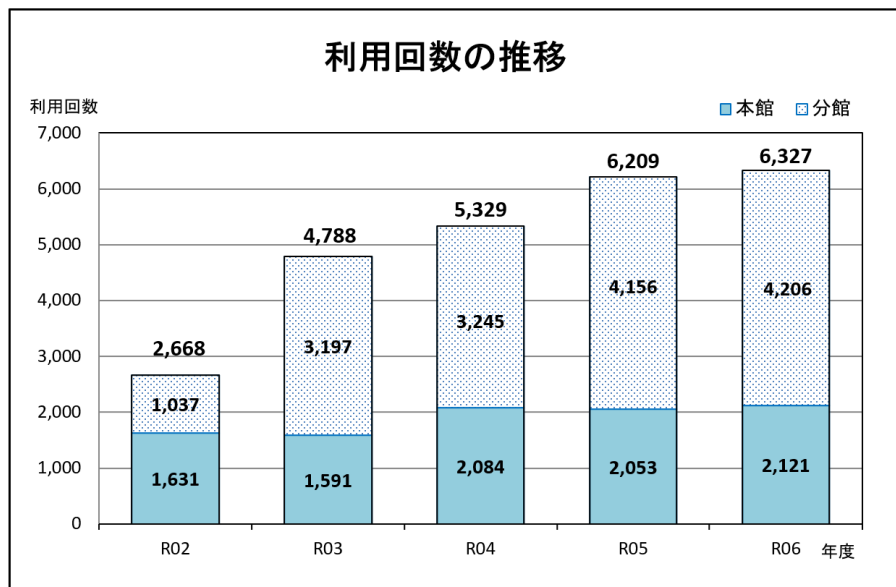
- ・令和3年4月からインターネットによる利用申込開始及び利用料の口座振替が可能。
- ・ネットによる利用申込みは、利用しようとする日の属する月の3か月前の2日から可能（抽選申込は4か月前の20日～末日）利用日の3日前まで可能。
- ・高校生以下の団体利用は、申請により利用料が半額。また市外居住者の利用料は2倍。
- ・利用変更申請、取消しも含め1回のみ可能。（※令和7年3月24日からネットによる利用取消がスタート）
- ・利用開始日の60日前までに利用申請を取り消したときは、利用料の10割還付、7日前までは5割還付、それ以降は還付なし。



次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。<sup>1</sup>

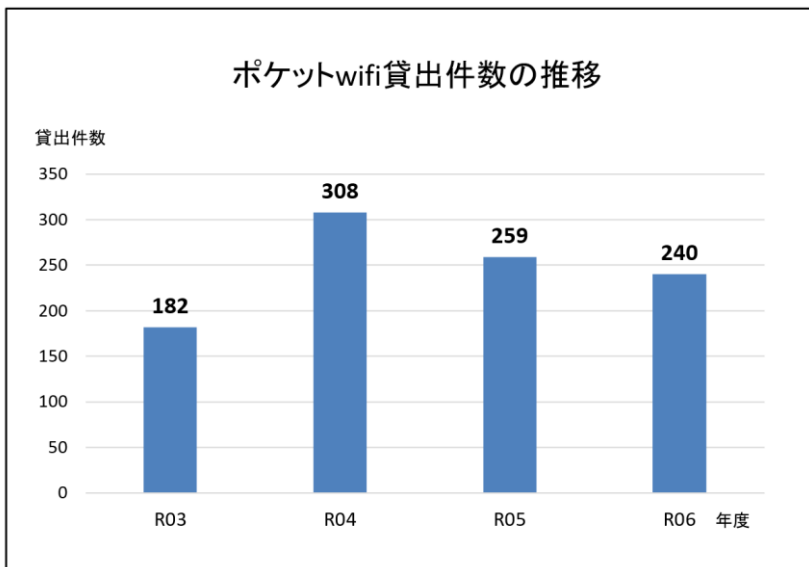
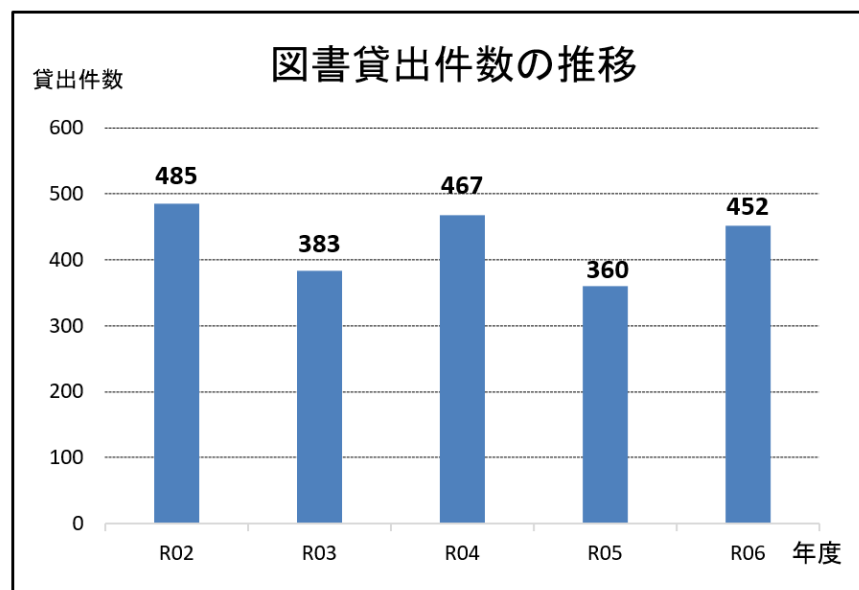
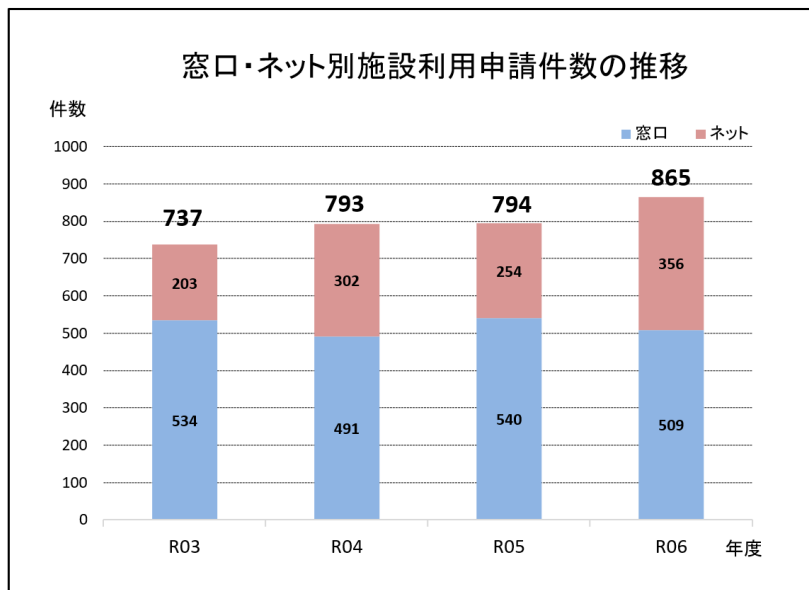
## (5) 利用状況等①

(利用回数・利用人数とも、分館におけるユースプラザの利用も含む。)



※利用回数の推移: R03よりシステム導入に伴う利用回数カウント方法を変更したため分館は増加

## (5) 利用状況等②



※施設利用申請のインターネット受付は令和3年4月から開始

※図書の貸出は平成28年7月から開始

※ポケットwifiの貸出は令和3年4月から開始

## 2 地域交流事業

### (1) 地域交流行事・講座

地域住民相互の理解と交流の促進を目的に、委託事業（NPO法人はっちぽっちが受託）として実施しています。

事業名	第22回茨木みなみ地域ふれあいまちづくりフェスタ	非核平和パネル展	ほっとふれあいラジオ体操
日時	R6.5.26(日) 午前11時～午後2時	R6.8.8(木)～8.24(土)(展示) R6.8.24(土)(非核平和の語り)	毎週月・水・金(休館日を除く)
内容	未就学児童向けステージ、愛センター利用団体の舞台発表やこども向け手作りコーナー遊び等を実施。 参加者 約700人(2年連続)	沖縄戦や感染症に関する資料展示や、ガマ(洞窟)での集団自決などの語りをもとに、非核平和を考える意識の醸成を図る。※月桃の花 歌舞団さんの三線やエイサー演奏(同時開催) 参加 パネル展142人、講話25人	DVDに合わせてラジオ体操や元気いばらき体操を実施し、自身の健康管理や参加者の安否確認を行う。また、健康に関するミニ講座も10回開催。 参加者 1,175人 ミニ講座 114人 開催数 113回
講座の様子等			 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体操後、交流の場を設けた。</li> <li>・府の健活事業であるアスマイルイベントとして実施することで、周辺地域や市外からの新しい参加者も増加し、その後も継続した参加となっている。</li> </ul>

## 2 地域交流事業

### (1) 地域交流行事・講座

地域住民相互の理解と交流の促進を目的に、委託事業（NPO法人はっちぽっちが受託）として実施しています。

事業名	第22回いばらきみなみ地域人権連続講座【1回目】	第22回いばらきみなみ地域人権連続講座【2回目】	第22回いばらきみなみ地域人権連続講座【3回目】
日時	R7.1.23(木) 午後7時～午後8時45分	R7.2.5(水) 午後7時～午後8時30分	R7.2.21(金) 午後7時～午後8時45分
内容	公益社団法人 子ども情報研究センター 共同代表 田中文子氏をお迎えし、「子どもの権利条約からの問いかけ～『子どものために』から『子どもとともに』へ～」と題して講演。 参加者 現地59人(定員100人) 録画配信95人	北海道大学 アイヌ・先住民研究センター教授 北原モコットウナン氏をお迎えし、「なぜ『もやもや』するのか、アイヌの話題から無意識の差別を考える」と題して講演。 参加者 現地76人(定員100人) 録画配信41人	映画「かば」プロデューサー・監督 川本貴弘氏をお迎えし、映画「かば」が伝える～時代が変わっても変わらないもの～と題して、映画鑑賞及び講演。 参加者 現地95人(定員100人) 録画配信なし
講座の様子等	 	 	  <p>【参加者の感想】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリアスなテーマでありながらもユーモアや人の向き合い方、温かさが伝わってきた。</li> <li>・影が薄い子でも何かしら抱えているかもしれない。そういった子にもフォーカスを当ててあげないといけないと改めて感じた。</li> </ul>

(2) 講習・講座等






地域住民相互の理解と交流の促進を目的に、委託事業（NPO法人はっちぽっちが受託）として実施しています。

	手話連続講座 ～すぐ使える手話の勉強会～	おとなのはじめての三線	はじめてのベトナム語
日時	R6.7.26(金)～10.25(金) 全9回講座 午前10時～正午 R6.11.16(土)午前10時～11時30分	R6.9.6(金)～12月20日(金) 午後6時30分～午後8時 全15回講座	R6.10.19(土)～R7.3.8(土) 全9回講座 午前10時～正午
内容	手話で簡単な日常会話程度のコミュニケーション技術を学ぶ。3期目。 参加17人(延べ118人) 手話落語参加者 18人 講師 山藤 美智子氏 手話落語講師 交遊亭 楽笑氏	沖縄の伝統楽器である「三線」の初歩を学び1曲弾けるように指導し、また仲間意識を醸成し、音楽を通じて地域貢献する。3期目 参加者 4人(延べ60人) 講師 松岡 茄珠乎氏	ベトナムの言葉や文化、習慣等の学びを通じ、コミュニケーションを図ることで、多文化共生の理解を深める。3期目。 参加者 12人(延べ79人) 講師 ドウ・チャー氏 (識字・日本語教室学習者)
講座の様子等	 <p>【参加者の感想】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉でのコミュニケーションより相手のことを大切に想えるような気がする。</li> <li>・2025年に開催する大阪万博のボランティアで活躍できるように頑張る。</li> <li>・手話では表情が大事と教わった。年を取るにつれて、とても表情が乏しくなっていることに気づいた。</li> </ul>	 <p>【参加者の感想】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同世代の仲間とも知り合えて、参加してよかった。</li> <li>・一生続けられる趣味にしたい。</li> <li>・4人という少人数でゆったりと練習でき、とても楽しかった。</li> </ul>	 <p>【参加者の感想】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベトナムの方とお話できて楽しかった。</li> <li>・会話を広げるために、もっと勉強したくなった。</li> </ul>

### (3) センター主催事業

事業名	多文化さわらぎ おにぎりを たべよう はなそう	1日こども館長	押原譲写真展ガザ 「記録としての写真の世界」
日時	R6.5.11～R7.3.24 奇数月(月曜日):午後0時30分～午後1時30分 偶数月(土曜日):午後6時00分～午後7時00分	R6.8.7(水)・8.9(金) 午前9時30分～午前11時30分	R7.1.24(金)～2.21(金) 午前9時～午後9時
内容	<p>地域で暮らす外国にルーツのある方とその家族との信頼関係の構築と課題の発見・支援のために月1回開催。</p> <p>参加人数(延べ人数):121人 うち、外国にルーツのある人の参加人数:83人</p>	<p>夏休み企画として、小学校3年～6年生を対象に、1日館長業務を体験してもらい、働く事の意味や重要性を考えたり、社会性を養う。</p> <p>こども館長 2人(申込5人)</p> <p>体験内容 来館者とのコミュニケーション、 窓口業務、館内見回り、施設点検</p>	<p>フランスで生活するカンボジア難民。アフガニスタンの厳しい大地に生きる”聖戦士”、東ティモールの墓地にたたずむ人形、サラエボの少女。報道写真家として追い求めた、記録として残された写真が伝える世界を紹介。</p> <p>鑑賞者数 109人</p>
講座の様子等	 	   	

### (3) センター主催事業

事業名	スマートフォン等なんでも個別相談会	ダイバーシティアート展「創楽(SORA)」
日時	R6.11.12(火)～11.19(火) R7. 2.12(水)～ 2.19(水) 午前10時～午後4時 定員:午前午後で各2名	R6.12.10(火)～12.14(土) (全体としては12/3～1/11)
内容	集合研修でのスマホ操作やアプリ使用方法を学ぶのではなく、個々のスマホに関する質問や悩みは多種多様であり、そこに着眼して愛センター職員が個別相談で対応。 相談件数:6件	年齢・性別・ジャンル等を問わず、みんなでアートの世界を体験しましょう! ということで一般募集し、各あいセンターで展示する。令和6年度も、「おにも見にクルアート展2024」として障害福祉課とも連携し開催。クイズ「赤おに青おにを探せ」をアート展と同時企画で実施。  沢良宜鑑賞者:85人
講座の様子等	 <p>【主な相談内容】                      LINEアプリの使い方、写真アプリの使い方、アドレス帳の編集方法、不要な広告・宣伝等の拒否方法について</p>	    <p>令和6年度で6期目を迎えた。各種団体等と連携することで、横のつながりが広がり、会場も多岐にわたっており、令和5年度からはおにクルの大きな空間で実施。(2回目)</p>

### (3) センター主催事業（委託事業：大阪国際文化協会）

事業名	多文化共生【IMS】事業 りっぷるルーム(オンライン日本語交流会)	多文化共生【IMS】事業 交流サロン「ツドイバ」
日 時	R6.5.8(水)～R7.2.12(水) 計10回 (月1回水曜日に実施) 午後8時30分～午後9時30分	①R6.8.31、②12.21 午後1時～午後4時 全て土曜日
内 容	<p>外国人及び外国にルーツある方にオンラインによる日本語学習を実施。毎回テーマを決めて、やさしい日本語でコミュニケーションを図る。</p> <p>参加者 延べ87人(29人) ( )は外国人参加者数</p>	<p>外国人及び外国にルーツのある方を対象に、テーマを決めて対面による交流会を3愛センターで実施。</p> <p>テーマ:①IMSの夏まつり ※台風のため中止 ②お菓子で世界旅行</p> <p>参加者 ① —(—)、②9人(1人) ※( )は外国人参加者数</p>
講座の様子等	 	   

### (3) センター主催事業（委託事業：大阪国際文化協会）

<p>事業名</p>	<p>多文化共生【IMS】事業 交流会</p>	
<p>日時</p>	<p>R6.10.20(日) 午前10時00分～午後4時00分</p>	
<p>内容</p>	<p>「アジアウィーク」をテーマに、立命館大学茨木キャンパスにて、IMS事業の周知とインドネシアの楽器(アングルン)の演奏及び体験をやってみたり、「絵本を多言語で読み聞かせ」、「外国の絵本の閲覧」、「多言語手遊び」等、楽しみながら参加者同士の交流を図った。</p> <p>参加者 310人(6人) ( )は外国人参加者数</p>	
<p>講座の様子等</p>		

### 3 沢良宜いのち・愛・ゆめセンターでの識字・日本語教室の取り組み 3学期制・全60回

【毎週月曜日】 R6.5.13～R7.1.27 ①午後6時～、②午後6時30分～、  
③午後7時～1時間半 計30回開催

R7.2. 3～R7.3.24 ≪自主学习≫ 7回

【毎週木曜日】 R6.5.16～R7.1.23 午前10時～午前11時30分 計30回開催

R7.2. 6～R7.3.27 ≪自主学习≫ 7回

受講生 26人 (ベトナム14人、中国4人、インドネシア3人、タイ2人、韓国1人、  
講師 32人 ミクロネシア 1人、メキシコ 1人)

自主学习参加者 延べ34人

学習方法 多文化共生事業のオンライン日本語交流会にも積極的に参加周知し、多くの  
学習者が参加した。また、R7.2月～3月は任意参加として月曜と木曜に教室を解  
放し、継続的な学習機会の提供を図った。

#### ※ 識字・日本語教室とは

識字・日本語教室は、文字の「読み」「書き」を学び、日本の「ことば」を学ぶことです。  
「すべての人に文字を」と国際連合が呼びかけた1990年の国際識字年、その後「国際識字  
の10年」が呼びかけられ、世界でその取組が進められてきました。

大阪でも、およそ5～6万人の方が「よみ・かき・ことば」に不自由していることで、夜間中学  
校、識字学級、公民館等での日本語教室のほか、ボランティアによる日本語教室など、200  
か所以上が開設されています。そこでは、戦争や差別、貧困などの理由で学校に行けな  
かった人々や最近外国から日本に来られた方など、5,000人以上が学んでいます。学習者  
が増加する一方、支援者不足や支援者への研修機会が少ない等課題も発生しています。

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

## 4 相談事業等（令和6年度実績）

### (1) 相談事業の概要

#### 【総合相談】

人権や生活上のさまざまな課題について、関係機関と連携しながら、相談者の立場に立ったきめ細やかな相談、支援に取り組んでいます。

- ・相談体制 総合相談員2名
- ・窓口開設時間 月～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

#### 【特別相談】

- ・お仕事じっくり相談会 月1回（第1月曜日） R6実績 6件（R5：8件）
- ・くらし設計支援相談 月1回（第3金曜日） R6実績 16件（R5：15件）
- ・外国人相談 随時 R6実績 32件（R5：22件 多文化共生支援事業と連携）

#### 【相談機能強化事業】

長期的、継続的な指導助言を必要とする対象者の支援を図るため、センター委託事業として、NPO法人はっちぽっちによる委託実施。

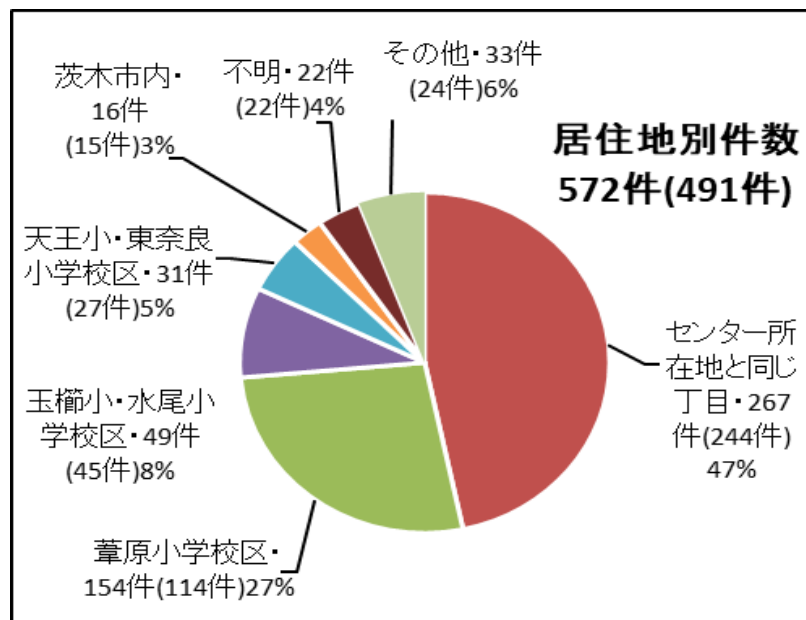
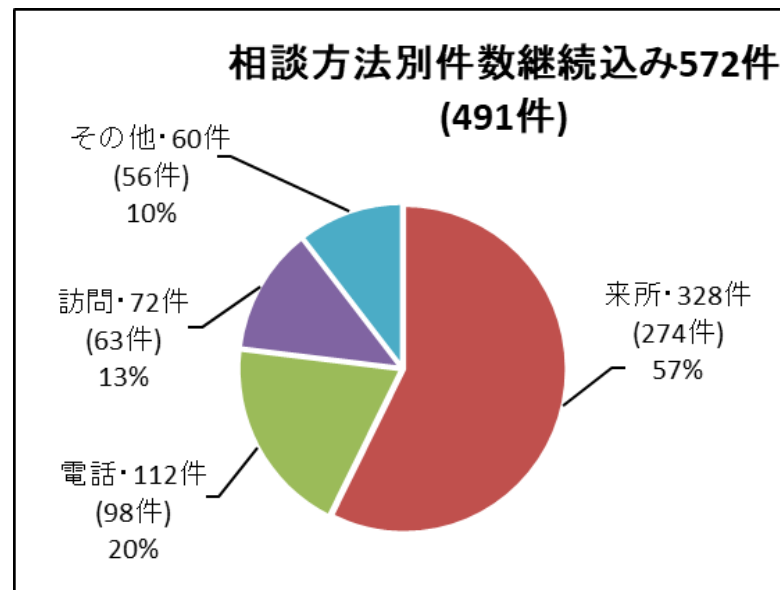
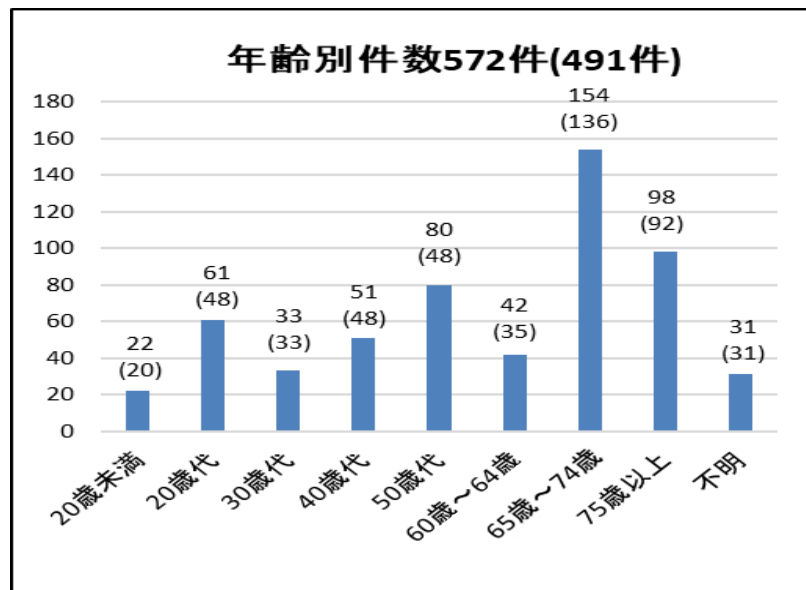
- ・実施事業等：土曜相談（第1・3・5）、夜間相談（予約制）、奨学金学費相談会（年2回）、
- ・支援方策検討会（年5回）、相談に関する学習会2回『「やさしい日本語」で話してみよう～外国人や高齢者、幼児等にわかりやすく伝えるためには～』『認知症サポーター養成講座～認知症のある方への接し方について～』、相談員連絡会（月1回）

【はっちぽっちとして対応した相談件数等】 相談者数：21人 相談件数：延べ41件

<相談件数（内容別5か年比較）相談員対応分（はっちぽっち除く）>

	健康・福祉	住宅	教育・保育	就職・就労	人権	その他	計
R02	401	65	39	74	86	75	740
R03	335	58	22	26	47	52	540
R04	279	67	34	33	31	61	505
R05	265	60	32	45	20	44	466
R06	262	41	34	47	25	82	491

## (2) 令和6年度 相談件数等集約について（母数491件）



令和6年度の相談の特徴として例年に比べて継続ケースが大幅に増加したため、継続ケースと実件数のどちらも記載することにしました。グラフ内の( )内は実件数です。

### (3) 交流会

令和6年度は地域で暮らす外国にルーツのある方とその家族との信頼関係の構築と課題の発見・支援のために、5月から毎月1回『多文化さわらぎ～おにぎりを食べよう 話そう～』を開催しました。

■参加人数（延べ人数）：83人（大人35人、中高生3人、小学生35人、就学前10人）

■参加者のルーツのある国：インドネシア、ガーナ、韓国、スリランカ、台湾、中国、バングラディシュ、フィリピン、ベトナム、メキシコ

#### 【主な内容】

- ① 交流会に参加したことでつながりができた。同じマンションの住民で話をしたことなかった人と、交流会に参加したことで初めて話をし、LINEの交換をすることができた。
- ② 交流会で同じ国にルーツのある方と母国語で話をすることができた。
- ③ 結婚を機に来日。夫を若くして亡くしたので、その後の日本での生活は必死であった。苦労もしたが、たくさんの人に助けてもらった。
- ④ コロナの影響でしばらく帰国することができなかった。6年ぶりに帰国するのが楽しみである。
- ⑤ ゴミの出し方がわからないので教えてほしい。
- ⑥ 国の思想による文化の違いから、子育てに影響していることがある。
- ⑦ 日本語が話せないなので、普段の生活では地域で交流することが少ない。
- ⑧ 子どもと一緒に帰省している間に、子どもが日本語を話さなくなってしまった。また、話せるようになるか不安である。
- ⑨ 子どもの学童が来年で終了する。一人で留守番させるのは不安なので、転職しようか悩んでいる。

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。<sup>14</sup>

## (4) 支援方策検討会

センター相談事業の対象者のうち、長期的、継続的な助言指導を必要とする者に対する支援を図るため、センター支援方策検討会を設置している。年5回の支援方策検討会、年2回の相談業務に関する学習会を行った。

内容については、地域での相談・支援活動を継続する中で発見された生活上の課題や、相談対応における課題について、解決方法等について話し合いを行うとともに、地域の関係機関との情報共有や連携に取り組む。

令和6年度の検討ケースについては、新規及び継続ケース含めて延べ6ケースについて検討

※事務局＝特定非営利活動法人はっちぽっち

(当該検討会は、相談支援機能強化事業としてNPO法人に委託を行い実施)

### 【支援方策検討会での主な内容】

#### 【ケース①】

60代男性。物事への理解や判断に課題があることから、自身で医療機関への受診や金銭管理ができない。生活保護と年金で生計を立てていたが、年金額の増加に伴い生活保護費の生活扶助が廃止になる。毎月、担当CWがおこなっていた家計相談の機会がなくなる。単身での生活課題の整理と、本人が望む生活の実現に向けての支援方策を検討する。

#### 【検討結果】

障害福祉サービスに加え介護サービスの利用にもつながったが、地域社会からの孤立により嗜好品の摂取量が増加するなど、健康面や金銭面での生活課題が拡大する。福祉サービスを活用しながら自立を目指していたが、対人関係や理解力・生活力の課題が大きく、生活改善が見られない。関係機関と連携を図りながら必要な医療機関の受診・家計相談の対応と成年後見人の申請に向けて支援する。

#### 【ケース②】

50代女性。現在収入は無いことから、ライフラインが供給停止となって約2年が経過している。水は公園や雨水を利用しているところを頻繁に目撃される。センターで1日1食の食事提供に毎日来館されるようになった。こちらからの病院受診や、市役所への生活保護申請などの声掛けはすべて断るため生活保護などにつなげないままである。特性があるように感じるが福祉サービスなどにつなげなくてよいのか。

#### 【検討結果】

父の残した財産があるとしても、現時点で生活費が無いということであれば生活保護の申請が可能である。その場合、生活保護費を受給し相続の手続きを進めることとなる。市役所に行くこと自体が困難な場合は生活福祉課と相談しながら進めていく。医療へつなぐ必要もあるため、きっかけとして健康診断などを利用し進めていく。本人の状況や受診結果などを踏まえて成年後見人制度の利用も検討していく。

## 【支援方策検討会での主要内容】

### 【ケース③】

60代女性。指定難病に罹患。身体が思うように動かないため自力で自宅に帰れないこともある。自分の感情を押さえられず支援者に心ないことを言う日が増えている。就労の継続を希望している。今後サポートが必要かと思われる弟にも困り感がない。

### 【検討結果】

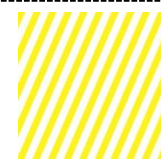
職場と連携をとり勤務時の見守りを願います。介護福祉サービスの利用を促し生活しやすくなるようにつないでいく。主治医と連携を取り本人の情報共有をしていく。弟については障害者相談支援事業所と協力し家庭訪問を行い関係作りに努める。

### 【ケース④】

30代女性。グループホームから父の住む実家に一時帰省した際に、自宅での生活を望むようになりグループホームへの帰所を拒否する。以前、父への金銭要求から支援のための世帯分離をした経過や本人の心身の健康状態から、自宅での生活は困難に見受けられる。本人の意思を尊重しながら、世帯の支援についての方策を検討する。

### 【検討結果】

担当ケースワーカーやグループホーム支援員と連携を図りながら、本人と何度も面談を重ねるもグループホームへの帰所や入院には至らず、実家の父の意思とは裏腹に本人が自身の意思を通すかたちで、半ば強引に父との同居が始まる。急遽、生活拠点が変わったため、実家での福祉サービスの利用と医療機関への受診に至っていない。関係機関と調整をしながら必要な福祉サービスと医療につなぎ、心身の健康と自立した生活に向けて見守り支援を継続する。



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

## (5) 課題及び今後の方向性等について

支援方策検討会での検討及び検討会委員からの意見を踏まえ、相談者固有の個別課題や共通する課題、またそれらに対する令和6年度の成果と令和7年度に向けた今後の方向性について、下記のとおり集約した。

### ① 対象者や家庭の生活上の個別課題

- 1 金銭管理に課題があり、月末になると困窮状態に陥る。嗜好品の購入を優先し、生活費の半分以上を消費するため、毎月家計を圧迫している。
- 2 独自の価値観で、物事の捉え方が否定的で屈折していることから、社会的ルールを守れないときがある。
- 3 本人または世帯員が疾病や障害特性からくる生きづらさを感じていない、受容できなかったことにより、長年にわたり医療や福祉サービスにつなげていない。
- 4 自身で意思決定や決断ができない。本人のプライベートな事柄の選択や決断を支援者に委ねる。また、サポートをしてくれる支援者に頼りすぎて依存傾向になる。
- 5 単身高齢者の転居にあたり、関係が希薄な親族には支援を求められず、転居の手続きが進められない。
- 6 物事の捉え方に偏りがあり、正しい情報を受け入れることや、自身の状況を客観視することが困難である。
- 7 親族からの執拗なまでの過干渉や行動制限などから、長期間我慢をすることに慣れてしまい、本人の望む暮らしを諦めている。
- 8 本人の特性や強いこだわりから入浴・洗濯・着替えを意図的に行わない。その結果、セルフネグレクト状態に陥る。
- 9 高齢の姉の介護を一人で行っており疲弊している。在宅での介護を強く希望するあまり、在宅以外のサービスを断った結果、自身への負担が大きくなり限界を感じる。
- 10 母子ともに家計管理に課題がある。母は生活費が底を尽きると子に相談することはなく、近隣住民に何度も借金を繰り返す。

## ② 対象者や家庭の状況に関する主な共通した課題

- 1 本人または世帯員が障害や疾病を受容できない、または無自覚である。そのため、幼少期から長期間にわたり適切な医療や福祉サービスにつながっておらず、中高年になり特性からくる生きづらさが顕著に現れるなど、特性への無関心がみられる。
- 2 障害や疾病の特性から理解力に課題がある。そのため、福祉サービスの制度や内容を理解することが困難なうえ、支援機関にインフォーマルサービスを望むことが多く、既存の制度では対応が困難なため課題解決に至らず、日常生活での直接支援が長期間に及ぶ。
- 3 対人コミュニケーションに課題があり自ら地域を敬遠することから、孤立し他者との接触がなくなる。地域社会との接点がないことから、要支援状態の発見や支援介入が遅れる。また、対象者自身が支援介入を拒否するため長期化し複雑化していく。
- 4 世帯員全員、またはそのほとんどが要支援の状態である。世帯員それぞれの年齢や状況・特性等に応じた支援が必要であり、課題が複雑かつ複合的となっている。またキーパーソンになる存在が身近にいないことから状況が改善に向かわない。
- 5 精神的・物理的に頼れる親族がいないため、本来は親族が担うべき支援を相談員に求める。また、親族間で支配下に置かれたことにより、自己肯定感の低さや人間関係の構築に課題があるなど親族間での孤立が生きづらさにつながる。
- 6 成育環境の影響や疾病・障害の特性により自己肯定感の低さ・劣等感や被害者意識が非常に強いことから生きづらさを抱える。生きづらさの『責任』や『原因』は他者にあり、自分は常に被害者であると訴えるなど認知のゆがみが社会的孤立につながっている。
- 7 障害の特性により金銭管理に課題が大きく、欲求の赴くままに消費するため、収支のバランスが取れず毎月家計がひっ迫している。また継続した家計支援を行うも、状況が改善することなく困窮状態から抜け出せない。

### ③ 成果と今後の方向性について

#### 【成果】

- 1 社会保険労務士による「暮らし設計相談」に相談者をつなげ、カードローンの名義貸しと返済・老朽化した自宅の建て替え・職場での契約終了・年金での家計相談・子の障害年金についてなど多様な内容の相談に対応し、方向性等を見つけることができた。
- 2 「お仕事じっくり相談」で社交性に課題のある（対人関係に不安のある）相談者と、毎月継続して面談を行い履歴書の書き方や面接練習を行うなど、丁寧にサポートすることで就労につなげることができた。対象者の気持ちに寄り添った対応をすることで精神的な不安を取り除き、自信をもって就職活動に取り組むことができた。
- 3 「暮らし設計相談」や「お仕事じっくり相談」への参加が困難な相談者に代わり、代理相談をおこなうことで必要な助言や情報を相談者に提供することができた。
- 4 外国にルーツのある住民が地域で孤立している現状から、外国にルーツのある方とその家族のための居場所づくりとして『多文化さわらぎ』を企画し運営を始め、そこで海外ルーツの方同士がつながるきっかけをつくることができた。
- 5 要支援状態で自覚のない対象者へ関係機関と連携しながらアプローチし、食支援を通してセンターへの来館を定着させることができた。
- 6 外国ルーツのある住民が地域で孤立している現状から「外国にルーツのある方とその家族のための居場所づくり」を企画し、課題解決に向けて進めることができた。
- 7 幼少期からのトラウマを抱えた相談者との面談を積み重ねることで、子の障害福祉サービスと相談者自身が医療関係への受診を受容することができた。
- 8 単身高齢者や地域社会から孤立している対象者と信頼関係を築き、継続した見守り支援を行うことで、不安や孤立感の軽減につながった。
- 9 各関係機関と密な連携を行い、支援内容の検討・確認をしながら当センターの役割を果たすことで、対象者を必要な支援につなぐことができた。
- 10 相談員が週5日勤務になったことにより、相談機会が増加したことで相談者が安心して相談することができた。また対象者の状況に応じて支援機関と密に連携を図るなど、相談機能の充実と強化につながった。

## 【今後の方向性】（令和7年度に向けて）

### 《当センターの役割・相談機能》

- 1 相談を受けるにあたり対象者の課題の背景や、その背景に潜む要因等を分析することで、顕在する課題解決ではなく潜在する課題も含めた抜本的な解決が図られるよう支援する。
- 2 相談からつながった対象者に、当センターの事業や居場所スペースの利用を促すことにより、安心・安全な居場所の提供と継続した見守り支援を行うとともに、事業やセンターの資源を活用しながら、地域での出番や活躍の場につなげる。
- 3 生活相談から課題を発見し、必要に応じて当センター事業で専門家の対応による「お仕事じっくり相談」や「暮らし設計相談」へつなぐなど、連携した課題解決に向けて積極的に活用する。
- 4 相談者の課題解決に必要な支援やサービスへスムーズにつなげられるよう、相談に係る研究会・研修会へ積極的に参加し制度の理解を深めるなど、相談員のスキルアップに努める。
- 5 事例発表等の機会があれば積極的に活用し、センターでの相談活動を広く周知する。
- 6 地域の中で外国にルーツのある方とその家族の生活上の困りごとや、不安の解消を図るためのコミュニティ「多文化さわらぎ」を実施する。また、積極的に対象者の掘り起こしに努める。
- 7 孤食や困窮による食支援が必要な対象者に対して、関係機関と連携し調整を行いながら解消に向けて役割を果たす。
- 8 地域住民との信頼関係を構築し課題の発見・支援を行うなど、地域に身近な相談窓口の強みを生かす。
- 9 当センターの案内やイベントのチラシをやさしい日本語で作成するなど、日本語の理解やコミュニケーションに課題がある人に配慮した紙面づくりを心掛ける。

## 《関係機関との連携》

- 1 課題解決が困難なケースについては、各専門機関と連携を図り役割分担を明確にすることでネットワークを構築し、チームで支援していく。
- 2 重層的支援体制整備事業に引き続き参画するとともに、当該事業の中核機関となる南保健福祉センターと密に連携を図りながら当センターの役割を果たしていく。また、南圏域会議やエリア会議に参画することで各専門機関とのネットワークを強化するとともに、支援方策検討会を重層的支援体制整備事業の支援会議と位置づけ、当該事業の円滑かつ効果的な運用に協力する。
- 3 関係機関と連携を図りながら対象者の状態を見極め、状況に応じて必要な生活支援や社会資源を丁寧につないでいく。
- 4 支援が必要であるにも関わらず届いていない対象者や、制度の狭間にいる対象者に対して、各関係機関と連携しながら見守り支援などの継続した関わりを持ち、支援の入り口を積極的につくる。
- 5 福祉サービス対象外の支援を望む対象者に対し、各関係機関と密な連携を図りながら直接支援を担うなど、当センターの役割を果たす。
- 6 関係機関が実施する会議・研修会等には積極的に参加するとともに、センターの総合相談事業をPRする。
- 7 教育機関をはじめ各支援機関と連携し、生活に課題や不安を抱える外国にルーツのある対象者世帯を、『多文化さわらぎ』につなげ課題解決や孤立の防止に努める。